昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成21年7月15日発行第391号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

7
2009

ハンターマウンテンゆりパーク（那須塩原市）

No.391

Index

1 貢献
2 業務特集（行政書士と相続業務）
4 栃木県行政書士会カレンダー
日行連だより
5 他会の動きダイジェスト
在留資格認定証明書交付申請書等、
各申請書様式の改正について
運輸支局輸送部門における受付時間の繰上げについて
6 募集　21年大きく変わります
7 支局情報
8 支局かわら版
9 木もれび
10 おじゃましま～す！
交差点（運協総会）
11 第2回理事会・幹事会
12 新役員一覧
13 支部新役員一覧
14 会員の動き
総務大臣表彰受賞

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢献

副会長　須永 威

貢献とは
辞典によれば、役立つ、尽くす、奉仕の意

「60 歳からの少しだけ社会貢献を始める本　地域デビューの実践ガイド」佐藤葉/著　清水まさみ/著（実務教育出版）によれば、

１　地域社会のために活動する５人５様のいきいきライフ（定年後は地域での居場所と仲間が欠かせない）―ボランティアや趣味のグループを立ち上げ、
①地域の仲間と運営　子供たちにもの作りの楽しさを伝える―仲間６人で小型ＳＬを製作し、乗車体験イベントを実施　②「明日はわが身」の老人福祉分野で地域に貢献―ミニデイサービスの場をつくって、お年寄りを預かり面倒を見る　③シニアにも活躍の場が広がる海外ボランティア―日本語教師の資格を取り、退職後に中国で日本語を教える　④資格を取ってまったく新しい仕事に挑戦―お年寄りに配慮し喜ばれる「福祉美容室」を開業

２　これから自分にできることを探し、動き始めるための実践ガイド（定年退職後の地域デビュー　上手に初めの一歩踏み出すために「居場所つくりと仲間づくり」が充実した毎日を送るための基本、生きがいと居場所を求めてシニア世代のボランティア活動が花盛り　ボランティア活動の第一歩を踏み出すためのスタートガイド　貢献できる分野が広がっている海外でのシニア・ボランティア活動ほか）数々の実践体験が寄せられている。

◎社会貢献の基本理念

「良き企業市民として真に豊かな社会の実現に向けて、考え、行動し、共感を得る社会貢献活動を実践する」

１．「行政書士としての社会貢献はどうあるべきか？」

私の所信としては、行政書士は「頼れる行政書士」として認知されるためにも地域の社会貢献は各支部で何ができるか真剣に考え、しっかり継続的にやらなければならないと思う。
又、地域での行政書士が行政相談員、民生委員、人権擁護委員、教育委員、農業委員、県市町村モニター、消費生活相談員、県市町村議員などに積極的に参加し、地域の中で一定の役割を果たすことが社会に貢献することになる。

２．「栃木県行政書士会としての取り組みと今後について」

無料相談会、ＡＤＲへの参加、成年後見業務への積極的な参加、遺言・相続に係る協議書の作成等、高齢化社会に向け役割を担うことが社会貢献に繋がることになる。「世のため、人のために、これまで生きてきたことに感謝し、恩返しである」とそれぞれが自覚すれば自然に社会貢献ができる。また、今後については、①行政書士相談センター開設（２１年度予定）　②商工会・商工会議所との事業継承に関するサポート事業の参加　③公共嘱託への参加等常に時代のニーズに応じた対応を考えていかなければならない。

須永　威がこれまでやってきた主な貢献

１９６５年　佐野市民合唱団の設立に参加
１９７２年　佐野ユネスコ協会設立に参加
１９７６年　佐野青年実業家研究会設立し
（異業種経営者）会長３期
１９９９年　ＮＰＯ法人さくら救援センター
（介護施設　理事長）
２０００年　佐野市介護保険料審議委員
佐野市高齢者対策審議委員
行政書士佐野自動車登録代行センター
（立ち上げに参加　初代センター長）
２００５年　佐野市政策審議委員に委嘱される。
（佐野市民病院の経営の政策提言）
＜行政書士会＞
１９９９～２００２年　副会長
２００９年5月より　副会長に再任
現在に至る。

題字：須永　威

業務特集

行政書士と相続業務

足利支部
堀越　功

今日の高齢化社会においては、高齢者に対する相談が多くなってきています。

昨年来行政書士会としても成年後見制度に関する研修が多く見られるのもこの現象かと思われます。

このことから、従来から行政書士の業務とされていた相続について改めて相談された場合、その後、業務を依頼されたときに注意をすることを記述しました。

一　相続業務を相談された場合の注意

行政書士として、相談者へどのようにアドバイスすればいいのか？何から何を話したら良いのか、相談者は何を聞きたいのか、困り事は個人によって違います。

相談者は被相続人から見てどのような関係者か、全体をとりまとめる人か、単なる相続人なのかによっても、相続業務の相談における会話は変わってきます。

私の事務所では、先ず、相続の全般の概要から話していきます。

その次に相談者の事情をお尋ねします。相続業務の究極は、相続財産の名義変更手続になります。行政書士としては、相続手続の流れだけは押さえておきたいものです。

二　行政書士が業務として依頼されたときの注意

依頼人は、概ね相続業務のとりまとめる人（代表者）を前提として進めていきます。

先ず、始めに次の事項をお尋ねします。

(1) 被相続人の氏名、相続発生日、年齢等の確認
(2) 相続人の氏名、年齢、住所等の確認
(3) 財産の概ね確認
(4) 書類作成及びその準備書類

①書き置き（遺言書または遺産分割の方法の指定）があるか否か。
②書き置きのない時は、相続人全員から印鑑が貰えるかどうか。
（遺産分割協議書の書類作成に入る前に確認します）
③遺産（資産）の金額が多いときは、相続税の申告が必要となること。
④注意することは、先代、先々代の名義書替していない不動産はないか。
⑤未登記の不動産がある時は、相続の発生時の年月日には特に気を付けます。
昭和２３年１月１日以降（家督相続の廃止）により現行相続となったことに注意します。
⑥名義書替の登記をします。登記費用などを話します。
⑦土地建物の固定資産税通知書はありますか。
⑧その他遺産整理のための財産について必要なもの。

三　書類の作成及びその準備書類

相続関係書類作成のため、その準備書類について取揃えを行います。

①被相続人および相続人の調査確認として戸籍謄本、住民票関係の資料、相続人の印鑑証明書
②遺産の整理（財産の調査および財産目録の作成）
固定資産税評価証明書（市町村発行）、金融機関等から証明書その他財産に関する資料
③法務局から不動産に関する登記事項証明書、公図、測量図等の資料
④遺言書のあるときは遺言書
⑤名義変更依頼の関係書類やそのための委任状等
⑥相続関係説明図の作成
⑦遺産分割協議用の資料および遺産分割協議書の作成
⑧戸籍謄本や住民票などは、本人で無くては発行してくれないことになっています。

また、亡くなった人が遠方に住んでいた場合は、戸籍など取り揃えるのが大変かと思います。例えば、京都に戸籍がある場合には、京都まで戸籍謄本を取りに行くのでは交通費がかかります。遠方の人の戸籍謄本や住民票を取り寄せる必要がある場合は、わざわざその町まで取りに行かなくても、行政書士による、職務上請求書により取り寄せることができます。

四　遺産の継承および整理ならびに分割

それでは、遺産についてどのような財産があるか調査整理し、どのように相続人に分けるのかにつきましては、遺産の継承には、次の方法があります。

①書き置きがある場合

生前に、誰に何を相続させるか、書き置きが有るかどうか、遺言書を探します。

遺言書が存在した場合は、この、「遺言書」に書いて有る通りに引継ぎをします。

また、遺産分割の方法の指定がある場合は、この指定分割に沿って行います。

②話し合いは

書き置きがない場合は、相続人全員で、誰が何を受継ぐか話し合いをして決めます。この話合いを協議分割といいます。

この話し合いがついた時に作成する書類を「遺産分割協議書」といい、行政書士業務における主要な書類作成になります。

③審判分割

相続人間において遺産分割の協議が調わないとき、または遺産分割の協議ができないときは、家庭裁判所に遺産分割の請求をし、その審判の決定により分割します。

最近は、この例も多くなっています。

遺産の調査整理は、別稿にし省略します。

五　相続の仕方は

(1)　財産をそのまま話し合いで決めることを「単純承認」といいます。

しかし、財産をいらないという人は、話し合いで何も受け継がないこともできます。

(2)　財産のうちには借金というマイナスの財産の方が多い場合も有ります。

この場合に、相続人が何もしないでいますと、借金を引継ぐことになり、支払わなくてはならなくなります。

そこで、借金の方が多い場合には、遺産と借金の引継ぎをしない「相続の放棄」という手続きを３ヶ月以内に「家庭裁判所」に申し立てることになります。

この書類の作成は、裁判所に提出しますので弁護士、司法書士業務となります。

(3)　また、借金も有るが是非とも欲しい財産があるときは、その財産が１００万円としますとその分だけ借金も引継ぐということもできます。これを「限定承認」といい、やはり３ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てをします。

このように家庭裁判所に申し立てをするときには、戸籍謄本や住民票など必要な書類を用意しなくてはなりません。

六　名義変更

名義変更は、次のように準備します。

①書類の取り揃えをします。

相続につきましては戸籍謄本から住民票などいろいろな書類を準備します。

土地建物や預貯金等の名義をかえることから生命保険金などを受取る場合にも戸籍謄本、住民票、印鑑証明書等が必要となります。

②財産の引継ぎを決める書類として「遺言書」または「遺産分割協議書」を用意します。

③土地建物の名義書替は、司法書士が法務局へ登記を申請します。

④土地建物の名義変更には「登録免許税」および司法書士の登記手数料がかかります。

⑤その提出する先によって、書類が異なります。

書類作成には、充分注意を払い作成することを心がけ下さい。

財産の金額に応じて手数料がかかる場合があります。

七　いつまでに行うか

名義変更はいつまでに行うかは、特に決まりがありません。

ただし、財産の放棄をする人は３ヶ月以内と決められています。

また、遺産がたくさんあって相続税という税金を納める人は１０ヶ月と決められています。なるべくならば、１０ヶ月以内が一つの目安となります。

被相続人が事業等を行なっていた場合や、所得があり税金の申告をしなくてはならない場合、前年まで所得税の申告をしていた場合は、所得税の申告を４ヶ月以内に準確定申告しなくてはなりません。注意を要します。

八　相続税はかかるか

相続税は遺産の金額が多いときにかかります。行政書士が業務として「遺産分割協議書」を作成する場合においては、この相続税には充分に注意しなくてはなりません。

それでは、どの位の遺産の金額から、相続税がかかるのかと言いますと、相続人が何人いるかで違いがあります。

現行の相続税法においては、遺産の金額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額となります。

それでは遺産に係る基礎控除額とは、基礎控除額 5,000 万円と法定相続人の人数により１人 1,000 万円が加算されます。

具体的には､配偶者と子供２人がいる場合は、法定相続人が３人となりますので　5,000 万円＋（1,000 万円×法定相続人３人）＝8,000 万円と計算されます。

相続人が３人いますと遺産が 8,000 万円を超えた場合に相続税がかかることになります。このほかにも、相続税法による特典がありますので注意を要します。

栃木県行政書士会カレンダー（８月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
4	火	総務部会（議題：平成 21 年度事業の具体的計画）	13:30～	総務部
7	金	「相続事例について」研修会 ※他支部の方も参加可能。希望者および詳細の問い合わせは 那須支部事務局 欠端（カケハタ）会員まで。 TEL 0287-46-7527	14:00～17:00	那須支部
10	月	登録説明会（入会者向けの書類説明）	10:00～	総務部
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所 2F 市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
11	火	編集会議（議題：８月号の編集、カレンダーについて）	13:30～	広報部
12	水	ＴＩＡ無料相談会（於：栃木県国際交流協会）	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
14	金	事務局夏季休暇		
15	土	〃		
16	日	〃		
17	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア 5F 国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
18	火	新入会員基礎講座	13:30～	業務研修部
25	火	電話相談センター回答者指導会	13:30～	制度推進部
		宇都宮資産税税務研究会　研修会（於：アピア）	13:30～	宇都宮支部
26	水	登録説明会（入会者向けの書類説明）	10:00～	総務部
28	金	総務大臣表彰受賞祝賀会（於：ニューミヤコホテル足利）	19:00～	足利支部発起人会
29	土	成年後見制度についての研修会（於：喜連川かんぽセンター）	13:30～	塩那支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。　（日行連理事　前澤眞一）

日行連№	日付	文書の表題	備考
276	H21.6.2	成年後見関連の NPO 法人等の調査について（依頼）	
296	H21.5.6	改正産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に伴う対応について	
E-mail	H21.6.5	「行政書士 ADR センター東京」についての報道	
305	H21.6.9	日本行政書士会連合会中央研修所が実施ずる平成 21 年度各種研修の日程について（お知らせ）	
307	H21.6.10	日行連中央研修所が開催する新入会員研修について	
331	H21.6.23	(財)関東陸運振興財団発行の「平成 21 年度自動車便覧」の送付	

他会の動きダイジェスト

・「行政書士ＡＤＲセンター東京」が法務省大臣認証を取得 ・東京会ウェブサイトを全面リニューアル	東京会
・京都弁護士会と外国人を当事者とした裁判外紛争解決機関「京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター」設置の協定書締結	京都会
・神戸学院大学法学部との「学術交流協定」調印式を開催	兵庫会
・第５期おかやま商科大学大学院「行政書士特設講座」開講 ・おかやま成年後見サポートセンター設立記念講演会開催 ・ゴルフ同好会発足	岡山会
・九州大学との共済によるＡＤＲシンポジウム開催（８月開催の予告）	福岡会

在留資格認定証明書交付申請書等、各申請書様式の改正について　～日行連より～

平成２１年６月３日付け法務省令第２９号により出入国管理及び難民認定法施行規則が改正され、申請書の様式が改められました。

新しい申請書は，「申請人等作成用」と「所属機関（又は扶養者）等作成用」に分かれており、「所属機関（又は扶養者）等作成用」については、代表者氏名（扶養者又は身元保証人）の記名（署名）及び押印が必要です（「短期滞在」、「興行」、「研修」、「特定活動」（技能実習）、「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」を除きます）。

また、すべての申請書において、携帯電話番号の記載欄が設けられ、携帯電話を所持している場合には記入が必要となりました。なお、当分の間は旧様式の申請書により申請することも可能です。

入国管理局ホームページ　http://www.immi-moj.go.jp/

申請書の改正について　http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/sinnsei-kaisei/index.html

運輸支局輸送部門における受付時間の繰上げについて　～栃木運輸支局長より～

受付待ち時間の短縮、申請に対する処理期間の短縮を図るため、平成２１年８月３日より受付時間を１時間繰り上げ、平日の８時３０分より１６時００分（１２時より１３時除く）までとします。

なお、本取扱は出来るだけ１６時までに申請をお願いするもので、１６時以降は申請を一切受け付けないということではなく、皆様のご協力をお願いするものです。

「行政とちぎ」はホームページからもご覧いただけます。

ＵＲＬアドレスはクリックするだけ！ 直接入力する必要はありません。

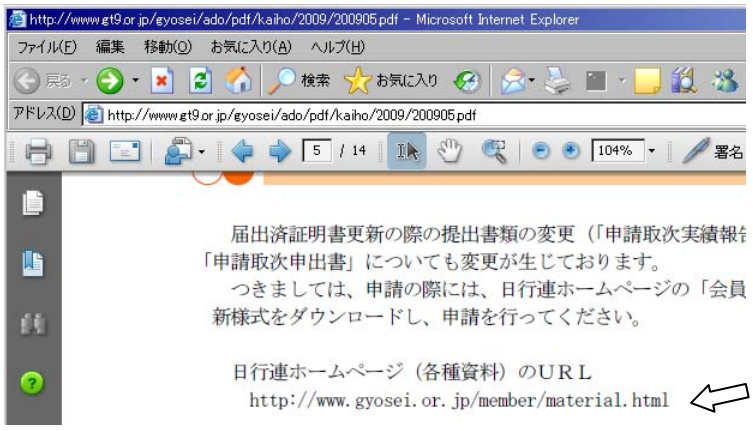

栃木県行政書士会
http://www.gt9.or.jp/gyosei

メニュー「会報」からご覧ください。

※Adobe Reader（無料）等の PDF 閲覧ソフトが必要となります（古いバージョンでは適切に表示できない場合があります）。

URL の上でクリック！
（警告が出たら「許可」をクリック）

募　集　21年大きく変わります。

※詳細につきましては、当会ホームページ（会員専用）をご覧いただくか、
事務局までお問い合わせいただければ資料をお送りいたします。

申　込　書　　（平成21年8月10日まで）

支　　部	氏　　名	事務所所在地	携帯電話	ＦＡＸ

希望種類に○印を付してＦＡＸで申し込み下さい。→　**事務局ＦＡＸ 028-635-1410**

種　類	業　　務
行政書士 基礎講座 受講者	12回講座（毎月第3火曜日。ただし、9月は第5火曜、12月は第4火曜） 受講料無料。初心者向けですが、どなたでも受講可。 講座は１時間３０分。残りは仲間作りの相談会です。 予定科目：倫理・報酬額・宣伝・登記法・税法・相続・遺言・成年後見・会計記帳・農地法・建設業・都市計画法・風営法・外国人登録・他 **参加者は8月18日（火）13時30分・会館にお集まり下さい。改めて通知は致しません（科目：電話相談の受け方）。**　【業務研修部】
相談センター 電話回答者	①相続・遺言・成年後見（新入会員歓迎　回答指導有り） ②専門業務（業務に余裕のある方歓迎） **回答指導会8月25日（火）13時30分・会館。希望者はお集まりください。改めて通知は致しません。**　【制度推進部】
機関紙配布 担当者	自分の町の役場や銀行に「行政とちぎ」を配布するものです。 新入会員歓迎、自分の業務開発にも活用して下さい。 希望者は支部長にＦＡＸで申し込みをして下さい。　【支部事業】
成年後見研究会 会員 （自主運営）	家裁管轄毎に研究会を設立致します。入会費千円・年会費不要。 家裁協力候補者以外の新人も加入できます。 成年後見と同時に相続・遺言業務の普及を図ります。　【業務開発部】
ＡＤＲ研究会 会員 （自主運営）	将来に向けて研究して戴きます。当分の間事務は書士会事務局が担当。 中央研修会への代表者の参加および栃木会での研修会講師を願います。 【業務開発部】
著作権研究会 （自主運営）	著作権の研究会です。当分の間、事務は書士会事務局が担当。 中央研修会への代表者の参加および栃木会での研修会講師を願います。 【業務開発部】
専門業務 特別指導員	法改正を中心に行政との連絡をお願いするものです。 書士会を代表して研修会等に参加、機関紙に寄稿、研修会の講師、関係官公署等との調整を願います。 ＜募集業務＞希望業務の番号に○をつけて下さい。 (1)遺言・相続・遺産分割　(2)会社法(設立)　(3)都市計画法・農地法 (4)契約　(5)行政書士の倫理と専門家責任 (6)出入国管理および難民認定法・国籍法　(7)一般貨物自動車運送事業 (8)建設業法　(9)公益法人制度関連法　(10)風俗営業適正化法 (11)成年後見 (12)行政書士法 (13)産廃　【業務研修部】

支 局 情 報

【宇都宮】

目標は全員参加で！
平成２１年度第２回理事会・幹事会開催

６月９日午後１２時半より、栃木県行政書士会館２階会議室にて、第２回宇都宮支部理事会が開催された。理事全員が出席し今年度の主な事業計画について話し合った。

総務経理部は会員の親睦を図るための事業として研修旅行について検討した。昨年度は宇都宮支部単独の旅行で、旅行会社を使わず独自で企画したため見どころ満載で好評だったが、今回は経費面も含めて敢えて抑えることにし、本会との共催とする方針である。

業務指導広報部では、研修会と無料相談会について話し合われた。昨年度は９回の研修会が行われたが、今年度は厳選した２回とし、１回目は「許認可４８００のすべて」と「国籍法３条改正」について、行政書士業務を網羅するような内容で担当者の意気込みは大きい。２回目は小平会員による契約書作成業務で、今回は離婚協議書に特化し実務に即した研修になる予定。相談を受けやすいテーマであり、是非受講をお勧めしたい。

無料相談会については定期的に行われるもの以外に、今年度のイベントの参加として既に行ったフェスタｍｙ宇都宮２００９のほか、宇都宮城址まつりとフェスタｉｎパルティを予定している。

制度推進部では、行政書士制度広報月間に伴う事業と官公署窓口規制に関して話し合われ、行政書士名簿の更新（追加・変更・削除）が検討され、８月の資産税税務研修会案内と一緒に会員に通知し、希望者を募ることにした。

日政連栃木会宇都宮支部幹事会の活動案では支部便り発行についてと、昨年実施された知事を囲む会についてどうするかが話し合われた。宇都宮支部推薦議員でもある郷間先生の行政書士制度向上についての活動のあらましを伺い、本日の議事は終了した。

（支局長　遠藤美代子）

宇都宮資産税税務研究会総会開催

平成２１年６月９日午前１１時より、第１３回宇都宮資産税税務研究会総会が栃木県宅地建物取引業協会三階会議室で開催された。

来賓として、宇都宮税務署から平田純敏署長ほか２名、栃木県宅地建物取引業協会からは金盛正雄会長、そして栃木県行政書士会からは住吉和夫会長が紹介され､議事終了後に祝辞を述べられた。

総会には４８名の代議員のうち３８名が出席し、昨年度の事業報告と収支報告および監査報告、今年度の事業計画案と予算案が審議され、全員賛同により可決承認された。また、宅建協会の支部変更による会則の一部変更についても異義なしで承認された。

今年度は８月の資産税に関する研修会のほか、もう一度日程は未定だが研修会が予定されている。税制改正のポイント等の税知識を広く一般会員にも提供してくれる貴重な機会であり、しっかりと学び業務に活かしたいと思う。

最後に会場の提供など、ご協力いただいた栃木県宅地建物取引業協会、県央支部役員の皆様、事務職員皆様に気持ちよく総会を終えられたことを感謝したい。

（支局長　遠藤 美代子）

天下分け目の「小山評定」

小山支部

小山市役所内にある
手前「小山評定跡」　奥「由来書」碑

徳川家康は、慶長５年（１６００）７月２４日、上杉景勝を討伐するために会津（福島県）に向かっていた途上、下野国小山に本陣を置きました。その時、石田光成挙兵の報が入り、翌２５日、急遽家康は本陣に諸将を招集して軍議を開き、「このまま上杉を討つべきか、反転西上して石田を討つべきか」を質したのです。これが世に言う「小山評定」です。家康に従う諸将のほとんどは豊臣家譜代の武将で、大阪に妻子を残してきており、その去就が家康にとっては興亡の境目だったのです。

このとき、尾張国清洲（愛知県）城主の福島正則が家康のために命を投げ出すことを誓い、続いて遠江国掛川（静岡県）城主の山内一豊が、「家康に城を明け渡してまでもお味方します」と進言しました。一豊らの建議が諸将の気持ちを動かし、家康指示で固まったのです。家康は特にこの時の一豊の建議を、「古来より最大の功名なり」と激賞しました。

こうして家康率いる東軍は、石田光成討伐のため西上することに決したのです。

そして９月１５日、美濃国（岐阜県）関が原に東西両軍約２０万の大軍が相まみえて天下分け目の一大決戦が行われ、東軍が勝利したのでした。関が原の戦いの直接の勝因は西軍小早川秀秋らの土壇場での寝返りでしたが、西軍が当初から足並みが揃わなかったのに対し、東軍は結束しておりました。東軍にこの結束をもたらしたのが「小山評定」でした。

もし「小山評定」が無かったならば、東軍は結束することができたでしょうか。このようにしてみると家康が勝利を収めることができたのは関が原の戦いであっても、その栄光の道筋は、小山から始まったといっても過言ではないでしょう。

「天下分け目の関が原の戦」と良く言われておりますが、実は「天下分け目の小山評定」だったのです。

徳川三百年の太平の世は「水と緑と大地」の豊かな私たちのふるさと、この小山市から始まったと言えるのではないかと思います。

山内一豊は「小山評定」での「功名」により、家康から土佐（高知県）一国の国持ち大名に取り立てられました。

小山は家康に運を開いただけでなく、一豊とその妻千代にも運を開いたといえるでしょう。

（小山市教育委員会文化振興課発行書物より抜粋
お問い合わせは小山市観光協会まで）

小山評定跡由来書

今回の取材に当たり、小山商工観光課のご協力を頂きました。

いろいろな資料をあさるうちに疑問が疑問を呼び、次から次と枝分かれしてどんどん深みにはまっていくものですね。

皆さんも何かの機会に身近な歴史から紐解いてみるのも面白いと思います。

（小山支部　関比佐江）

朝、私が寝ているベッドサイドがドタドタとうるさい。ボーっとする頭で薄ら目を明けると妻が何やら体を動かしている。テレビもかかっている。何だラジオ体操をしているのか。「あなたもやった方がいいわよ」と声をかけられたが、はた迷惑だなあ、とまた寝てしまった。気が付くと翌日もハアハアしながら妻は体を動かしていた。そんなことが一週間ほど続いた頃、「あなたもやるのよ！」と叩き起こされた。しかたなく、一緒にやり出したが、これがもう全然動きについていけない。翌日も、そのまた翌日もテレビの中のお嬢さんの動きについて行けず、動きをはしょりながらやる始末である。４０年以上前は運動が得意な学童であった自分が「何だこれは！」、とがっかりするほど体が動かなくなっていた。そして、準備運動程度の運動量であるはずのラジオ体操が本格的な運動であるかのように１０分間の放送時間のラジオ体操で疲れきってしまっていたのである。

ラジオ体操は小学校、中学校の頃の記憶として、体育の時間に運動をするための事前の準備運動であるという意識しかなかったのであるが、当時いとも簡単に出来ていたことがまるでできなくなっているじいさんに変わり果てていたことに、すごいショックを受けたのでした。

１０数年前にこちらに越してくるまでは、比較的交通の便、生活の便のいい都心部周辺に住んでいたので、通勤での駅の階段の上り下り、歩いての地元商店街での買い物等、歩きが主な生活であり、運動をするという意識がなくてもそれなりに生活の中で体を動かしていたが、こちらに越してきてからというものは、買い物も仕事も自動車がなくては何もできないような暮らしとなってしまい、また運動をしなくてはという意識も薄いまま、いつのまにか歩かない生活に陥っていたのである。

昔、都心部周辺に住んでいる頃は、田舎の人の方が都会人よりもよく歩く生活をしているのだろうと思っていましたが、実際に移り住んでみてよくわかりました。田舎人は歩かない。歩ける範囲に駅も商店街も仕事先もそんなにはないのだと。

地方といわれる同じ田舎に住むにしてもまだ生活の便がいい地方都市である県庁所在地等の都市に住まなくては、この不便さは解消されないのかもしれない。

これから先もっと年をとり運転もままならなくなったらどうしよう？と不安になるのです。スーパーも遠い、駅も遠い、役所も遠い、病院も少なくて遠い、そしてバスは走ってない。ましてや老人を大事にせず福祉関係の予算を削減していく国や自治体はあてにならない。体が動かなくなったらどうしよう？数年前までは気にならなかったことがすごく気になり出しました。

庭があり樹木花咲く一戸建てを希望し、山もあり川もあり、そして歴史もある素敵な街に憧れてこちらに越してきましたが、住宅ローンを払い終えたら交通の便、生活の便のいい、そして医療施設の整った都会に移り住みたいね、というのが夫婦の強い思いになっています。

（足利支部　福澤一夫）

おじゃましま～す！

真岡第２工業団地　神戸製鋼・日立金属等の東隣り、下鷺谷（井頭公園）から上三川方面勝瓜橋に向かう道路沿い、最近開通した北関東自動車道真岡インターにも近いところに事務所を経営している、柳知明さんを訪問いたしました。

氏　名　　柳　　知　明　（やなぎ　ともあき）
事務所　　真岡市亀山２２１５－３

☆　　決まり文句ですが　入会の動機は

私は、もともと資格に興味がありました。父の仕事の影響で、行政書士と言う資格を知り、調べてみたら、いろいろな事が出来るようなので、サラリーマンをしながら、独学で受験。なんとか合格。

すぐには開業しなかったものの、嫁の突き飛ばしにも似た、強引な後押しで開業、入会して丸５年が経ちました。

☆　　業務の分野

自賠責保険手続き　外国人在留資格　建設業許可　成年後見人制度　産廃　風営等許認可と幅広く窓口を広げております。

外国人関係業務は、インターネットを利用して広報活動に努力、又成年後見人制度では、ＮＰＯ法人の活動に参加。６月は２件、私が関わっている後見について、家庭裁判所から、報酬付与の審判がされました。

☆　　仕事の喜びは

お客さんからの「ありがとう」ですね。誰もが感じる一言でしょうが自分にもいただけたことで行政書士として一歩前進できたかなと思います。

嫁が「お仕事、頑張ってくれてありがとう」と言ってくれると、もっとうれしいのですが、それはないです。

☆　　仕事を離れて

今一番の楽しみは、８歳になる娘の成長です。子供と遊び、こぼれる笑顔はなによりもの宝です。七夕飾りの短冊の中に「パパがすぐ帰ってきますように」と書かれているのを発見し、もうちょっと、仕事を離れる時間が必要かなと思いました。

詳細は、日々「ブログ」に綴っています。

本日はお忙しいなか大変ありがとうございました。

（芳賀支部長　押野　佑）

交差点

車庫証明センター運営協議会 定期総会開催

６月２７日（土）午後３時半より、宇都宮市内の「ホテルニューイタヤ」にて自動車車庫証明申請センター運営協議会の定期総会が開催された。

梅雨の晴れ間で３０度を超す暑い日だったが、県内の各センターに在籍するセンター員３２名（委任状出席４８名）が出席した。定刻、宮嶋副会長の司会により総会が始まり、川島那須中央センター長が開会のことばを、次いで物故会員の黙祷へと続き、渡邊運協会長の挨拶の後、本会の住吉会長の来賓祝辞と式次第に従って進行した。

議事に入り、渡邊会長が議長となり議案が審議され、役員改選を含む各議案は、すべて全会一致で可決承認され新年度への活動がスタートした。午後５時、須藤黒羽センター長が閉会のことばを述べ総会は終了した。　　（運営協議会副会長　松本　明）

新役員

会　長	宮嶋　幸雄	（烏山センター）
副会長	小林　幸雄	（宇都宮センター）
〃	松本　　明	（栃木センター）
監　事	野原　　純	（栃木センター）
監　事	永島　正志	（藤岡センター）

栃木県行政書士会

新体制スタート！　～平成２１年度第２回理事会～

７月１日（水）行政書士会館にて第２回理事会が開催された。５月２２日の会長選挙で住吉会長が当選し、新しい執行部になって初めての理事会である。

○議案第１号　顧問・相談役の委嘱について
顧　問　　岸　　宏 氏

○議案第２号　部の編成について（次頁参照）

○議案第３号　平成２１年度事業実行計画について

○議案第４号　申請取次行政書士管理委員会の委員委嘱について
業務研修部の理事に委嘱

事業計画では、２月２２日行政書士記念日に成年後見のイベントを実施するなど、具体的なプランの説明があった。なお、本年度の基本方針は以下の通りである。

①新入会員指導
②機関誌「行政とちぎ」の改善と利用により制度ＰＲ
③行政書士相談センターの設置
④成年後見業務の立ち上げ指導
⑤専門業務指導員の委嘱
⑥専門業務研究会の育成
⑦役員人事の研究

③については専用電話を開設するため、その番号について検討した結果、

０２８－６３８－０９１９（丸くいく）

に決定した。

また、②にある通り、「行政とちぎ」はこれまでより一般読者を意識したものになる。今月号からリニューアルを実施したのはその一環であり、今後も改善を進める予定である。

（広報部　田代昌宏）

政連だより

平成２１年度第２回日政連栃木会幹事会開催

７月１日（水）行政書士会館にて第２回幹事会が開催された。堀越功幹事より日行連の近況が報告された後、議案「平成２１年度運動計画の推進について」は全会一致で承認された。

来賓あいさつで行政との連携の重要性について述べられた郷間康久宇都宮市議会議員から、議会における行政書士制度に関する積極的な質問により、窓口規制等において実際に効果が出ており、さらに他地域にまで波及してきているとの話があった。また、須永副会長より、佐野市議会の金子保利議員による議会質問により、農業委員会の窓口規制において成果を上げている旨の報告があった。

（広報部　田代昌宏）

新役員一覧

平成 21･22 年度

■正副会長

会長	住吉和夫
副会長	須永威
〃	押野佑
〃	宮澤昭夫
〃	青木勇夫
〃	手塚理恵

■総務部

担当副会長	青木勇夫
部長	毛塚勝行
副部長	岸清美
担当理事	深見史
〃	永島正志
〃	田沼芳友

■財務経理部

担当副会長	須永威
部長	長岡辰夫
副部長	根岸愼治
担当理事	松岡英彦

■広報部

担当副会長	押野佑
部長	関比佐江
副部長	山本昭子
担当理事	田代昌宏
〃	小泉賢
専門部員	齋藤丈威

■制度推進部

担当副会長	押野佑
部長	大貫茂
副部長	福田勝守
担当理事	前澤眞一
〃	小林健一
〃	郷間康久

■ＩＣＴ特別委員会

担当副会長	須永威
委員長	山本護
副委員長	稲葉昌俊
担当理事	青木裕一

■業務研修部

担当副会長	宮澤昭夫
部長	岡井正樹
副部長	長竹基行
担当理事	堀越功
〃	奥村俊雄
〃	安野光宣

■業務開発部

担当副会長	手塚理恵
部長	廣田秀男
副部長	福澤一夫
担当理事	鈴木康夫
〃	土方美代
〃	一戸養子

■綱紀委員会

委員長	小林幸雄
副委員長	金井善久
委員	大瀧清一
〃	石田稔
〃	松村徳松
〃	坂内利男
〃	阿原富美惠
〃	岩田伸夫
〃	高野芳夫
〃	紺野圭也
〃	齋藤丈威

■名誉会長・顧問・相談役

名誉会長	福田富一
〃	浅野吉知
顧問	岸宏

■監事

	嶋崎チイ子
	野原純
	大戸孝男

■支局長

宇都宮	遠藤美代子
足利	木村昇
佐野	江藤正巳
栃木	白石博章
小山	作道みゆき
芳賀	柳知明
塩那	長谷川久夫
那須	冨田倫子
日光	杉山茂
鹿沼	山ノ井一男

■支部長

宇都宮	小林幸雄
足利	廣田秀男
佐野	須永威
栃木	毛塚勝行
小山	松本伸一
芳賀	押野佑
塩那	青木絹子
那須	田渕徹
日光	福田豊
鹿沼	小林健一

支部新役員

■宇都宮支部

支部長	小林幸雄
副支部長	岸清美
	深見史
理事	田代昌宏
	松野文武
	郷間康久
	古家光治
	齋藤順子
	遠藤美代子
	小平裕一
	高橋江美
	中三川浩志
	安野光宣
	齋藤丈威
	薄井君子
	中山和彦
監事	山本昭子
	松岡英彦
相談役	齋藤裕

■足利支部

支部長	廣田秀男
副支部長	牧野稔
	福澤一夫
	金井善久
理事	堀越功
	松長健
	星野光男
	殿岡正敏
	柳川英一
	杵渕徹
	渡邊淳子
	木村昇
	服部一人
	倉持友弘
監事	野沢充明
	近藤和夫

■佐野支部

支部長	須永威
副支部長	江藤正巳
	長竹基行
理事	石田稔
	高瀬榮市
	白澤茂
	山本護
監事	松本郁男
	遠藤一則

■栃木支部

支部長	毛塚勝行
副支部長	松本明
	風間洋
理事	青木勇夫
	唐木田有作
	石塚悦夫
	金子幸夫
	根岸慎治
	永島正志
	白石博章
	田邉勇輝
	福島健寿
会計	野原純
監事	松浦良雄
	大貫昇
相談役	野田尚吾
	関口長四郎
	須藤昌芳

■小山支部

支部長	松本伸一
副支部長	青木裕一
	関比佐江
会計	土方美代
理事	横須賀昭
	畠山正昭
	稲葉昌俊
	鈴木昇
	野澤勇
	河合史郎
	梶井伸浩
	髙山久
監事	岩田伸夫
	生田目安夫
相談役	松井勤一郎
	市村忠男

■芳賀支部

支部長	押野佑
副支部長	長岡辰夫
	池葉洋
理事	福田俊夫
	高山俊子
	五味渕節夫
	秋葉憲司
	平井弘子
	柳知明
	大瀧清一
	永山松生
	綱川敏文
監事	森則子
	海老原富士枝
顧問	秋田豊

■塩那支部

支部長	青木絹子
副支部長	佐藤栄一
	長谷川久夫
理事	宮嶋幸雄
	矢口正則
	宮澤昭夫
	鈴木一雄
	古口譲一
	小泉賢
	北原八重子
	植木智美
	和知英夫
監事	高野芳夫
	福田浩之

■那須支部

支部長	田渕徹
副支部長	大槻武徳
	田沼芳友
理事	厚木壽夫
	一戸養子
	奥村俊雄
	欠端秀行
	坂内利男
	佐藤進一
	冨田倫子
	中村行臣
監事	大野勇
	須藤定之助
顧問	小沼忠男

■日光支部

支部長	福田豊
副支部長	神﨑律夫
会計	小柳洋
理事	吉原勝彦
	福田滋一
	福田勝守
	杉山茂
	阿原富美恵
	手塚志郎
監事	永岡守男

■鹿沼支部

支部長	小林健一
副支部長	和賀井良雄
	青柳緑郎
理事	城守澄子
	山ノ井一男
	紺野圭也
会計	大貫茂
監事	神山忠雄
	野沢佐江子
顧問	浅野吉知

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 21 年 6 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	小　山 髙橋　剛	H21. 6. 15	323-0027	小山市花垣町 2-10-11	0285-23-0857	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
栃　木	相田文夫	H21.6.23	廃　業	足　利	内田平三郎	H21.6.29	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
小　山	岩田伸夫	事 務 所	下都賀郡野木町大字丸林 636－6

総務大臣表彰受賞おめでとうございます

行政書士としての永年の功績が称えられ、栃木会から足利支部の２名が受賞しました。
おめでとうございます。

■近藤（こんどう）　和夫（かずお）

昭和５２年入会
理事５期

■松長（まつなが）　健（たけし）

昭和５３年入会
副会長４期・理事７期

祝 平成21年度 総務大臣表彰受賞記念　平成21年6月18日　於 ヒルトン東京

上記両名の受賞祝賀会が足利支部発起人会主催で開催されます。ご都合のつく方はご参加ください。
■日時：平成２１年８月２８日（金）１９：００～　■場所：ニューミヤコホテル足利
■会費：８０００円　■問合せＴＥＬ：０２８４－４０－１１３４（発起人会代表：廣田秀男）

編集後記

今月号から新しい広報部員で担当する事になりました。どうぞ宜しくお願いいたします。
広報の重要性を理解し、正しく、速く届けると共に、今後の社会貢献を目指し、会員以外の方にも広く愛読して戴くことを願っております。社会貢献を目指すことにより、新しい分野での活躍が期待されるものと考えられます。
この会報が、多数の方々に喜ばれるためにも、会員各位のより一層のご協力をお願い申し上げます。　（広報担当　押野　佑）

行政とちぎ７月号 No.391

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：広報部　関比佐江

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ　2009.7
第391号（平成21年7月15日発行）　栃木県行政書士会　〒320-0046宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

官公署に対する許認可業務　相続　遺言　成年後見

9月より電話無料相談開始

栃木県行政書士会